

令和7事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業のうち省エネ加速化特例」
加入募集のご案内

更なる省エネ化で 燃料価格高騰に備えましょう

✓ 省エネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。

申込期限

7月3日（木）必着

※施設園芸セーフティネット構築事業の加入と併せて申請してください。

実施期間

令和9事業年度まで

※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。

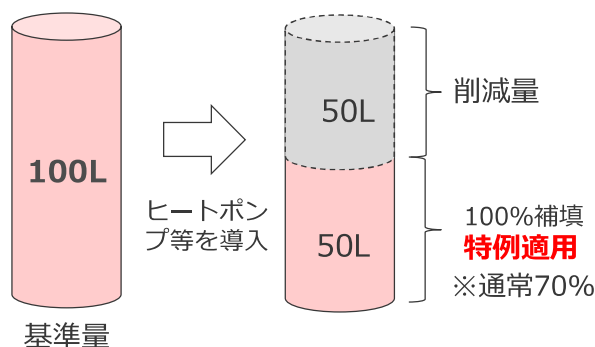
※申込期限は令和8事業年度までです。なお、令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間となります。

加入要件

- ☐ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- ☐ **3年間で燃料使用量を50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

SN加入状況	R 5 事業年度加入者				R 5 事業年度未加入者	
省エネ機器導入状況	導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
現行計画の削減率	50%未満	50%以上	50%未満	50%以上	—	—
特例対象	○	×	○	×	○	○

省エネ加速化特例の仕組み



省エネ加速化特例補填金 = 補填単価 × 当月燃料購入数量の100%

※補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格

※基準量の50%の数量を上限とする

※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

※3年間で50%以上の削減が実現できなかった等省エネ特例の要件を満たすことができなかった場合には、省エネ特例による上乗せ分（30%）の補填金を返還していただく可能性があります。（農林水産省 Q & A 抜粋）



省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

申請手続

- ・省エネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
- ・令和7事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。

- 省エネ加速化特例申請書
(省エネ機器導入の確認書類含む)
- 省エネルギー等対策取組計画

基準量の考え方

赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組めます。

Aさん：新たに省エネ機器を導入 Bさん：既に省エネ機器導入済み

(単位：L)

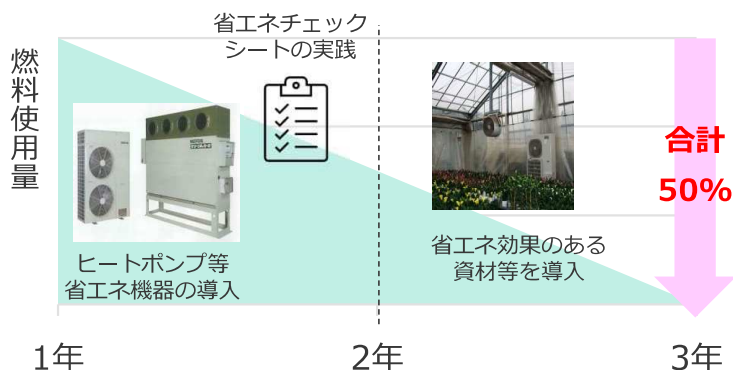
		H30～R2			R3～R5			R6～R8 (特例加入)			基準 数量
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
A さん	現在値	100	—	—	85	—	—	70	R6ヒートポンプ導入		70
	目標値	85			70			50%減	35		
	実績値	90	80	70	70	65	60				
B さん	現在値	200	—	—	170	—	—	145			180
	目標値	170			145			90			
	実績値	190	180	110	105	100	95				

R2ヒートポンプ導入

50%減

省エネ加速化特例加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ



▲省エネチェックシート



▲省エネ通知のページQRコード



▲省エネマニュアル



▲省エネで収益力向上を

省エネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう！

省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

○ 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索